

港区告示第四十三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、イトーピア浜離宮マンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を公告します。

令和八年二月十八日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

イトーピア浜離宮マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

イトーピア浜離宮

(二) 敷地の区域

東京都港区海岸一丁目十九番一

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区海岸一丁目十九番一

四 事業施行期間

平成三十一年三月十五日から令和八年三月三十一日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都新宿区神楽坂一丁目一番

(二) 設立認可の年月日

平成三十一年三月十五日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和八年二月十八日